

○大府市高齢者移動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる環境を整備するため、地域住民等が主体となり、身体的、住環境、交通環境等の要因により日常生活を送る上での外出が困難な高齢者の必要な移動を支援する事業の実施主体に対し、予算の範囲内において交付する大府市高齢者移動支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次条に規定する補助対象者又は当該事業に賛同する社会福祉施設、事業所等が用意する車両を活用し、第3項に規定する利用者を、原則として、市内の商業施設、公共施設、医療機関等日常生活を送る上で必要な場所に送迎する事業とする。

2 補助対象事業は、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について（平成30年3月30日付け国自旅第338号国土交通省自動車局旅客課長発通知）」に基づき、実施するものとする。

3 補助対象事業による支援を受けることができる者（以下「利用者」という。）は、原則として、市内に居住する75歳以上の者のうち、身体的、住環境、交通環境等の要因により独力での移動が困難な者とする。

4 補助対象事業の実施に当たり利用者が負担する利用料は、実際の運送に要するガソリン代及び駐車場代の範囲内とする。

5 補助対象事業の実施に当たっては、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 特定の宗教又は特定の教派、宗派、教団等の活動が行われている場所への送迎

(2) 特定の政治活動が行われている場所への送迎

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業が行われている場所への送迎

(4) 暴力団（大府市暴力団排除条例（平成23年大府市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である団体及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が活動する場所への送迎

6 補助対象事業の実施に当たっては、適切かつ安全に支援を提供するために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 安全な送迎を目的とした運転者講習の受講等、必要な対応をとること。

(2) 補助対象事業に従事する者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じること。

(3) 個人情報の取扱いについて、補助対象事業において取得した利用者及びその家族等に関する情報を、適切に利用し、及び管理すること。

(4) 送迎支援時において、事故や利用者の体調の急変等が生じた場合に、救急車の手配、利用者の家族への連絡等、速やかに必要な対応を講じるため、緊急時の危機管理体制を整備するとともに、その際の一連の対応について、記録すること。

(5) 補助対象事業に係る損害保険等に参加すること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を実施する団体であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 市内で活動する構成員が5人以上の団体であること。

(2) 宗教的又は政治的な目的を有する団体でないこと。

(3) 風営法第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業並びにこれに類する業を営む団体でないこと。

(4) 暴力団である団体又は暴力団員が構成員等（代表者、理事、監事、構成員又はこれらに準じる者をいう。）となっている団体でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、別表の規定により算出した額（当該補助対象事業に係る寄付金その他の収入があるときは、それらの収入の合計額を控除した額）を限度とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(交付申請)

第6条 規則第4条の規定による申請は、大府市高齢者移動支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算（決算）書（第3号様式）

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、大府市高齢者移動支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(月次報告)

第8条 交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、月次報告書（第5号様式）により、市長にその月毎の実施状況を翌月15日（その日が開庁日でない場合には、翌開庁日）までに報告しなければならない。

(調査等への協力)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の評価及び分析に当たり、事業実施上の課題、工夫すべき点等について、市に情報提供するとともに、市が実施するアンケート調査、ヒアリング等に協力しなければならない。

(事業計画等の変更)

第10条 規則第9条第1項による補助対象事業の計画の変更は、大府市高齢者移動支援事業補助金変更承認申請書（第6号様式）により申請し、承認を受けるものとする。この場合において、提出済みの事業計画書、収支予算書の内容に変更のあるときは、変更後のものを添付するものとする。

2 前項の規定による申請があったときは、大府市高齢者移動支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（第7号様式）により補助事業者に承認の可否を通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第10条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了日（補助対象事業を中止又は廃止した場合にあっては、中止又は廃止した日）から30日以内に、大府市高齢者移動支援事業補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 収支予算（決算）書（第3号様式）

(2) 補助対象経費の支出を確認できる領収書等（ただし、領収書を徴し難い事情があった支出については、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面）

(3) 補助対象事業に係る現場写真、広報物等

(4) 寄付金その他の収入がわかるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付時期等）

第12条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助対象事業が完了した後に、大府市高齢者移動支援事業補助金交付請求書（第9号様式）を提出し交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の一部又は全部を交付することができる。

（届出）

第13条 補助金の交付の申請をした団体は、団体の名称、代表者の氏名その他の申請書等の記載事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（書類の整備等）

第14条 規則第12条に規定する帳簿等の備付けについて関係書類の保存期間は、当該補助対象事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間とする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請に係る補助金については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

経費区分	補助対象経費	補助額
(1) 利用調整 人件費	利用者の受付及び補助対象事業実施に係る各種事務処理を行う者の人件費	(1)及び(2)を合わせて、活動した日を単位として、事務処理者又はボランティア1人1日当たり1,000円以内
(2) 活動費	利用者が車両に乗降するときに、介助又は添乗を行うボランティア活動費	
(3) 燃料費	補助対象事業の実施に当たり必要となる燃料代	実費相当額（備考1に規定する算出式により得られる額を限度とする。）
(4) 保険料	補助対象事業の実施に当たり必要となる自動車保険、ボランティア保険等に係る保険料	実費相当額（ただし、既存車両に付保されている自動車保険により対応できる場合は、備考2に規定する算出式により得られる額を限度とする。）
(5) 事務費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、施設使用料、駐車場使用料、道路通行料及びボランティア講習、交通安全講習等の講習費用	実費相当額

備考

- 1 燃料費に係る補助金の額の上限は、以下の算出式により求めた額とする。

走行距離（k m）÷燃費（k m／ℓ）×石油燃料等価格（円／ℓ）

走行距離	地図情報のウェブサイトで計測した距離
燃費	原則として、国土交通省から公表されている最新版の自動車燃費一覧による。（ただし、複数の測定モードにより公表されている場合は、最も高い値を採用する。）
石油燃料等価格	資源エネルギー庁が実施する給油所小売価格調査において、交付決定時から過去最新の調査日にあたる時点の各種石油燃料現金価格（都道府県別のため、愛知県の価格を参照すること。）

- 2 既存の車両を使用する場合の自動車保険料の上限は、以下の算出式により求めた額とす

る。

使用車両に付保されている自動車保険の保険料（円／年）×事業による運行日数
÷ 3 6 5

3 補助金の総額は、1 補助事業者当たり 3 0 万円を限度とする。